

金沢美術工芸大学教育研究基金緊急支援奨学金規程

平成 26 年 8 月 12 日

規程第 90 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学教育研究基金緊急支援奨学金（以下「奨学金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 奨学金は、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の学生で、経済的な理由により修学の継続が困難となった者の学費又は生活費を援助することを目的とする。

(事業の経費)

第 3 条 奨学金の給付事業を行うために必要な経費は、原則として金沢美術工芸大学教育研究基金において受け入れた寄附金及びその果実をもって充てる。

(申請理由)

第 4 条 奨学金の給付を申請できる者は、本学の学部又は大学院の学生（委託生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別科目等履修生を除く。）のうち、次の各号に掲げる理由のある者とする。

- (1) 学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡したとき。
- (2) 学資負担者が居住している住居が天災その他の災害により全壊又は全焼若しくは半壊又は半焼したとき。
- (3) 学資負担者が会社等の倒産又は解雇等によりやむを得ず失職したとき（定年退職及び自己都合退職は除く。）。
- (4) 学資負担者が破産したとき。
- (5) 前各号に準ずるとき。

(給付額等)

第 5 条 奨学金の給付額は、原則として 1 2 万円とし、一括給付する。

(給付期間)

第 6 条 同一の申請理由による奨学金の給付は、在学中 1 回限りとする。

(申請手続等)

第 7 条 奨学金の給付を受けようとする者は、第 4 条各号に掲げる理由が発生した時点から、原則として 6 月以内に申請しなければならない。

2 前項により申請する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学金申請書（様式第 1 号）
- (2) 学資負担者の死亡を証明する書類
- (3) 罹（被）災証明書
- (4) 失職又は破産を証明する書類
- (5) 世帯全員の所得を証明する書類
- (6) その他必要とされる書類

(給付の決定)

第 8 条 奨学金の給付の可否は、学生支援委員会の審議を経て学長が決定し、その結果を文書により当該申請者に通知する。

(奨学金の返還)

第9条 奨学金受給者が当該年度途中で、次の各号のいずれかに該当したときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 休学又は退学したとき。
- (2) 除籍又は懲戒処分を受けたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (4) 本人から奨学金給付辞退の申出があったとき。
- (5) その他奨学金受給者として適当でないと認められたとき。

(庶務)

第10条 奨学金に関する庶務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成26年8月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月6日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第7条関係）

金沢美術工芸大学教育研究基金緊急支援奨学金申請書

年 月 日

金沢美術工芸大学長 様

所属・学年 専攻 年次生

学籍番号・氏名（ ）

下記の理由により、金沢美術工芸大学教育研究基金緊急支援奨学金の給付を申請いたします。

記

（申請理由）下記のいずれかの理由を○で囲んでください。

- 1 学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した。
- 2 学資負担者が居住している住居が天災その他の災害により全壊又は全焼若しくは半壊又は半焼した。
- 3 学資負担者が会社等の倒産又は解雇等によりやむを得ず失職した（定年退職及び自己都合退職は除く。）。
- 4 学資負担者が破産した。
- 5 その他、上記理由に準ずる理由（その内容を下欄又は別紙に記入してください。）

（添付書類）提出する書類を○で囲んでください。

- 1 学資負担者の死亡を証明する書類
- 2 罹（被）災証明書
- 3 失職又は破産を証明する書類
- 4 世帯全員の所得を証明する書類
- 5 その他、申請理由を証明する書類等